

雅俗相と書

一



河平福と強劫の言と富とを春文も衆議に附す  
之んも為とさしめれ孰武者に就いて  
淡々文庫より記して  
西園寺の白田主義況後一人

特別  
14  
1919  
166





○前月執筆の走馬院中、口本の山名をいひま  
 じり言の訣を得る事と謂ふを得ず、古代の山  
 名をいひて、地味をいひて、物なるといふ事  
 たる事と論じ、古来支那画に於て、秘を隠し  
 たる事、秘法といふ事、方今の学術に照らし  
 正し、いふ事、改む、しと改む、其の改む  
 易得三の著る事、常山要訣と題する一書を後  
 世、著る事、懐く、金と同一の事を論じ、且つ、  
 著る事、本を如の、西洋法、四の風景を、



畫心は乾く白く描きし、地質のこまかに  
 一々説明を施し、其の善し悪きを地質  
 考あるところありて画をよみてみる人、此の人の如  
 きを得んをいふは我山の画の奇法を尺竿  
 頭一歩を進むを得ん歎 今存 起馬院 昔  
 き、端々としきりも 拾ひ集めて書きつけ  
 初め奇説を敷衍すと云ふ

一 支那の山水画を描くは、皴法を以て  
 骨髄とす。皴法と云ふは、山峰の  
 石の輪廓をいふ。其の凹凸の脈  
 を示せんうゑ、蒼々々々、山石塊の裏

東林堂製

墨を又も崩壊せしむる形物を示さんうゑ  
 め、又も一々、其のこまかに、固くも自然の界の  
 親をあらわし得たるもの也。今、支那画  
 家の指定し、皴法の種類を掲ぐ

- |        |        |
|--------|--------|
| 一 披麻皴  | 二 荷葉皴  |
| 三 礬頭皴  | 四 折帶皴  |
| 五 斧劈皴  | 六 解索皴  |
| 七 雲頭皴  | 八 亂柴皴  |
| 九 亂麻皴  | 十 芝麻皴  |
| 十一 雨點皴 | 十二 彈渦皴 |
| 十三 牛毛皴 | 十四 骷髏皴 |



十五 鬼皮鼓

十六 馬牙鼓

右の外二三の鼓法も略す

守山要訣の若草と之なる所にして回す  
才一披麻鼓と長披麻短披麻の別あり此鼓  
は四洋なる山峯鼓と石塊の凸凹の形を  
示すのみならず用ゆるときは一程の陰影と云  
ゆるもあらずんば人を知るも亦宜く此鼓を  
てし山と云ふこと亦二乃至六の鼓法も自心  
の形態と出さるるも其の内若草樹を以  
解ふ亦亦と山峯を以て用ゆるも折帶  
鼓斧頭と山峯石塊せる用ゆるも其

能くは鼓と或は畫の用なきやの鼓法も  
り或は石塊の用なきは山の峰を以  
てし山と云ふこと亦二乃至六の鼓法も自心  
の形態と出さるるも其の内若草樹を以  
解ふ亦亦と山峯を以て用ゆるも折帶  
鼓斧頭と山峯石塊せる用ゆるも其  
石を畫きぬ山と云ふ其大なるものと云ふ  
惟るものと云ふこと其山の形を解して其の  
法と云ふこと

鼓法も亦と支那の鼓子圖畫傳に出づ後世山  
を畫くもの法も亦と云ふこと其山の形を  
畫傳に出る所のことを支那の畫傳に  
依る法を求めたること其山の形を



他、之んあゝ、このを別、致法を創成するの要  
ありし論を俟て、今、今日、の山、乃、就  
て親、よ、す、と、火山の働、き、よ、ら、と、創成、を、え  
と、い、ふ、と、今、く、支那、の、く、と、く、し、と、り、と、  
特、こ、い、ふ、あ、る、也、此、の、北、の、範圍、を、あ、る、  
風、を、も、つ、く、と、り、と、西、の、獨、お、つ、あ、つ、と、  
以、て、之、を、な、す、と、し、支那、の、く、と、く、も、亦、  
獨特、の、之、風、を、な、す、能、う、あ、る、と、西、の、北、に、  
支那、を、あ、る、の、故、を、も、つ、く、偏、く、と、日、彼  
ん、と、致、法、を、拘、泥、し、我、が、特、種、の、故、風  
果、を、浸、り、~~中、好、個、の、西、北、~~と、し、~~之、~~願、之

東  
棟  
夏  
敷

と、と、遺、法、の、能、と、その、命、し、~~支、山、要、決、の~~  
若、者、回、く

上、支那の西、北、を、火山を、見、さ、す、と、あ、る、之、の、  
も、く、く、き、致、法、を、役、げ、が、支、那、西、の、あ、る、日、  
の、命、を、く、れ、ん、~~新、致、法、創、成、の、名、を、あ、~~  
る、火山の、能、が、は、~~支、那、西、北、~~之、ん、と、接、  
て、~~温、泉、を、く、く、く、く、~~支、那、西、北、の、あ、る、  
り、~~雄、枝、瑰、輝、之、の、を、印、ん、と、~~懐、の、岩、佈  
の、念、を、し、と、し、~~と、り、と、~~流、島、~~新、島、の、~~  
~~あ、る、と、し、~~怪、異、~~と、り、と、~~流、島、~~新、島、の、~~  
く、~~因、津、~~は、~~一、年、~~歸、山、の、め、く、其、變



化撫を以てし況れ是等火山の壯觀を助く  
るゝ湖海の圍繞、密岫の環抱を以てする、  
風雪のまよひとせんと欲すと雖もも得んや  
併し是を其合符する所の形宛るるも  
若し畫家の一二の筆憶をを試するも  
其一印ふも移せざるを此のぬ材料を  
得てし即ち新無噴火の内而して断  
壁の峭立怪岩のゆふをみるあるも噴烟の  
狼騰をみるあるも、火山湖或は滙水湖の  
鏡面津梁を凝るも、あるも之れも加ふる  
ふみ雪のまよひも、堆積をみるも、云々

東嶽屋

の妻の出没をみるも、其草珍花の燦々  
錦を飾るも、是亦奇觀の我邦画家の  
のちも、まよひの物ありのまよひを、造  
と滑るべし

- 火山湖、根室摩周湖、陸奥恐山湖、  
十和田湖、磐城花山五色沼、山代  
五妻山桶沼、岡猫俣岳雄回沼  
上野榛名山、伊勢保沼、日向松山火  
口湖、加賀白山千歳池、元原乗鞍  
悪大池、代巻御岳火山湖、相模  
相山菅笠湖、日向西勢鳩山中の六湖



の類

匯水湖

ハ火山の圍繞する中間、或は火

山峯と他の山峯との山岳との間に生ずる

湖

釧路河原湖

膽振支那

湖 沼嶋大沼 芥菜湖

衣代猪苗

代湖 下野中 禪寺湖

上野尾瀬

沼

甲斐文市山 林舞の山中、川口、

西精進、本極の五湖

任(任)河原湖

の類

火山 上琪草 玲苑のまきは白山、八岳、

サウ本州北半部の高の山さうと入

以上を單々火山として論じて置くも我邦の  
ハ火山の大部分は接して居る地ありて火山  
岩の播布せるものありとせん 此中一は家の  
に懸るものは左の二種をい

一 凝灰岩

火山口より噴出せし灰、砂、及び

火山岩の断片、灰、砂と混じり集塊岩

をなすもの

二 玄武岩

望遠鏡をなす名を五ヶ所の湖の

相対する石印状の湖印記ありとの

本邦内山ありの奇をなすものありて、  
あらしをなす阿蘇山ありとの山と来山と



寒山流の名ある軒輊と云ふ是は昔  
品評と云来支那流の詩人西京が唱ふ也し  
しつゝも本邦全如流と云ふ觀中しつゝも  
昔年を抜きと云ふはつゝも多る一奇  
と謂ふの事をも衣三糸の石質をも皆粉灰  
の如くと爲ることあり、今此奇觀の生因  
を説かんは地を灰砂と塊等の混濁、  
重厚なる底不回の層を以て他の名を以てし  
其質脆軟、輻々雨の侵蝕する事あり  
つゝも此の如くも、小流を以て其状  
恰も魔鬼の巨爪を以て山面を引掻き

東林厚賦

つゝも似たり故に其の留残せる地層を或  
は播のぬきと云ふに似ることあり、  
荒地上層彷彿と下層は脆く且其石  
質の軟も古層を以てし、  
塊の如くして連なるを以てし、  
石門の類)是れ山あり書あり是れ其  
里を撰言する者、  
此の如くも、  
生因とを撰言するが杜撰の致しを以て  
之れを以て因と云ふは







逐々絶大の立石をせしむる因り即ち左の勢也  
一 長門美禰郡秋吉村瀧穴の奇観を著し  
本邦第一とす

一 備後奴可郡寺野村の鬼摺

一 武蔵秩父郡影巻町の胎内潜り

一 下野下都賀郡出流村の岩窟

一 備中河をり水田町の鏡乳穴

一 伊豫上浮穴郡小尾村の洞窟

ニ 其火山のふもとに於ては改々陳ひたる  
ゆ美山のふもとに於ては又富士山の  
脚柱を人穴と稱するも二三子あるは

東橋原製

ハ 炭岩中の水蒸氣の放出を因りて成り  
とす

三 温泉の沈澱物(山崎温泉)より成り

つらと行ぬ南安宮郡白岩温泉

の石摺の如きものあり

四 河をな流す所の石摺の如きものあり











議長臣河野廣中 誠恐誠惶謹啓  
○此以朝鮮の亡余客高麗王を暗殺し其刺  
客を一向流る人扱ひあるが、島を殺さし  
此者<sup>日</sup>七<sup>月</sup>後<sup>に</sup>存するおもむきの、その誰  
れ<sup>と</sup>之<sup>を</sup>論<sup>ず</sup>韓<sup>廷</sup>の大臣ひある、そこを  
一<sup>州</sup>遊<sup>の</sup>起<sup>る</sup>の<sup>を</sup>此<sup>の</sup>教<sup>受</sup>者<sup>を</sup>韓<sup>廷</sup>の大臣  
を日本の國法を以て之を<sup>人</sup>し得るや否や云  
ふ事むあるが、<sup>世</sup>州<sup>を</sup>問<sup>は</sup>て<sup>る</sup>個<sup>に</sup>扱  
る<sup>る</sup>事<sup>も</sup>さ<sup>ら</sup>り<sup>く</sup>而<sup>も</sup>多<sup>う</sup>い<sup>は</sup>法<sup>律</sup>家<sup>の</sup>  
説<sup>も</sup>も<sup>も</sup>數<sup>受</sup>の<sup>事</sup>を<sup>立</sup>論<sup>し</sup>得<sup>る</sup>が、  
と<sup>論</sup>四<sup>つ</sup>の<sup>事</sup>と<sup>う</sup>出<sup>来</sup>る、只<sup>に</sup>根<sup>を</sup>と<sup>る</sup>

東條景製

は朝鮮の本を立論する事むの核関が朝鮮  
又其のつてをさる事む、充分の立論を乞  
来<sup>る</sup>事<sup>も</sup>と<sup>ま</sup>り<sup>し</sup>や<sup>来</sup>る<sup>事</sup>も<sup>も</sup>左<sup>に</sup>扱<sup>る</sup>事<sup>も</sup>  
如<sup>ん</sup>が<sup>一</sup>の<sup>終</sup>友<sup>を</sup>も<sup>も</sup>し<sup>て</sup>韓<sup>廷</sup>大<sup>臣</sup>の  
家<sup>書</sup>校<sup>を</sup>の<sup>も</sup>一<sup>冊</sup>つ<sup>て</sup>あ<sup>る</sup>事<sup>も</sup>  
○西國寺分即ち佛を立論、おさる事も出<sup>す</sup>  
て<sup>ゆ</sup>つ<sup>て</sup>来<sup>る</sup>事<sup>も</sup>論<sup>ず</sup>る<sup>事</sup>も<sup>も</sup>民<sup>権</sup>論<sup>や</sup>自由<sup>論</sup>  
を<sup>論</sup>じた<sup>事</sup>も<sup>も</sup>其<sup>の</sup>論<sup>を</sup>染<sup>る</sup>事<sup>も</sup>も<sup>も</sup>扱<sup>る</sup>事<sup>も</sup>  
東洋自由<sup>論</sup>を<sup>見</sup>え<sup>る</sup>事<sup>も</sup>も<sup>も</sup>誰<sup>れ</sup>も<sup>も</sup>  
あ<sup>る</sup>事<sup>も</sup>も<sup>も</sup>朝廷<sup>の</sup>西<sup>國</sup>寺<sup>の</sup>論<sup>を</sup>い<sup>は</sup>



思ふ、徳大寺の印の足るを以つて之れを  
をりし鎮撫ししと云ふことを隠れもこの話  
しむるは、二言ふ大徳信の語よりさして  
園寺を鎮撫ししゆをさすく信自りありあ  
つて、さうして徳大寺の事もおいふの  
ひ、結ぶ大徳の鎮撫方を頼む所の信  
う其衝もつたをさすく、これと金の如  
めと耳よりさすくあり、吾余の事ありし  
く此の事と云ふをいふるをさすく、  
いふ、今たは信う西園寺と論の大略  
とるべし

東林高堂

任西園寺の事ありて、佛は西園寺の  
くその共和論自由説を生えん、唱ふせ  
可き、信自りありて此の理を我西園  
実行せんとす、是れ、是れ、実行するの  
意ありしあり、又力ありて吾人不幸な  
ことと云ふも、此の志を助け、敢て聞か  
しむるは、入と云ふをいふる、この事あり  
又之れを行ふことをさすく、この事あり  
くも、吾人、共和論を唱ふ、信の語あり  
しむるは、西園寺の事ありて、未だ同志  
ありし、是れ、是れ、ありし、是れ、是れ、















乙二部より甲は子儀ある者の養入に付あ  
き稀世の者。乙は加子の徒衆の養入の由に  
付入るる事の時よりして甲部の借免入在  
りたるは月次下三十日一月十五日乙部  
在りたるは月次下三十日一月二十五日  
の借免料を納ちる事なり  
甲部借免入のり比谷なる借免入事なる  
入金係せしは昔新借免を日中入移替す  
べきに地をきをもて従前の海部よりきれしが  
又その由に(明記七十年)より新借免をもて地  
方官令減ちててしることなるは海部

東林院

の燕米屋中ハ書垣とぬある海側の空屋  
より新借免を納し、新二棟のむを二層樓の  
借免入とをすし、海字又を改めし海部  
又その由に(明記七十年)より新借免をもて地  
方官令減ちててしることなるは海部







官職類二百三十六種六百二十九冊  
記錄類四百七十五種三千四百二十八冊  
傳記類一百六十種五百七十二冊  
軍記類三百五種一千九百四十八冊  
系譜類一百十八種九百五十七冊  
武家類二百九種一千一百三十二冊  
天文類六十三種一百四十四冊  
地理類三百八十二種一千五百二十四冊  
算法類四十三種九十二冊  
儒家類八百八十六種三千八百九十九冊  
農業類七十七種一百七十三冊  
工藝類一百七十五種五百六十三冊  
音樂類一百七十種五百三十九冊  
兵法類三百八十九種一千三百四十二冊  
物產類一百十六種三百九十一冊  
器財類六十九種一百六十八冊  
物語類九十八種五百九十八冊  
醫書類一百二十一種四十六冊  
釋家類五百二十種一千八百六十六冊  
和歌類八百二十四種二千二百五十五冊  
詩文類七百六十七種二千七百七十一冊

字書類二百種六百五十八冊  
隨筆類四百十三種一千六百五十四冊  
雜書類八十八種二百十三冊  
外國類一百二十八種七百四十三冊  
漢籍

經部

易類八十種五百一十一冊  
書類四十八種二百九十八冊  
詩類六十一種四百六十四冊  
禮類九十二種一千六十一冊  
樂類八種七十三冊  
春秋類一百五種八百五十八冊  
總經類四十六種一千七百八十三冊  
孝經類十四種二十一冊  
四書類一百四十八種一千四百四十四冊  
小學類一百四十九種一千四冊  
史部  
正史類二十一種一千一百五十五冊  
編年類八十一種二千七十九冊  
紀事本末類十四種四百三十一冊  
別史類三十四種八百三十三冊

東樓堂

雜史類七十九種五百十九冊  
詔令奏議類二十二種三百五十二冊  
傳記類一百二十九種一千三十五冊  
史鈔類五十四種九百四十八冊  
載紀類二十八種一百八十八冊  
時令類十種六十六冊  
地理類一百七十七種二千五百八十八冊  
職官類二十九種一百五十六冊  
政書類九十七種一千五百三十一冊  
目錄類四十八種四百六十四冊  
史評類三十五種二百二冊  
子部  
儒家類一百九十九種八百八十六冊  
兵家類六十六種三百九十四冊  
法家類二十二種九十五冊  
農家類十六種八十五冊  
曆算類二十八種九十九冊  
術數類五十二種二百四十四冊  
藝術類七十種三百四十一冊  
譜錄類五十三種三百二十三冊  
雜家類三百五十九種二千五百二十二冊

叢書類六十種二千九百六十八冊  
類書類一百九十二種三千四百五十六冊  
小說類一百八十八種一千二百五十五冊  
釋家類一百十三種六百六十二冊  
道家類七十一種二百六十六冊

集部

別集類一千二百一十種八千三百九十六冊  
總集類五百八十七種六千七百七十五冊  
文史類九十一種五百二十二冊



訂正し移したるに余の疑を抱くは昌平豊文誌  
の明に七年と云つて満多翁前二書なるも  
後しと云ふことと云ふ。余の明に八の初め  
に上京の四年開成を挿入し、左の中  
に内一昌平豊文誌を挿入し、移し、  
を明にせし、寛文の初め、移し、  
その誤あるは、  
と云ふ七年改定、決然と云ふ、  
上京の四年開成を挿入し、  
ことと云ふ、余の昌平豊文、  
中を移したるに、

東橋堂製

願ふは、  
千の年、  
移し

同の、  
あるに、  
書し、  
志す

○此の、  
移し







内閣のあつたつて國民の事を具體的であつたといふ  
 とするところを権宜とする定例の事案を出さるの外  
 あつたつて、定例の意思をあらわして直ちに解  
 散の議案を出すの比喩をアツたつて扱ひあつた  
 定例の議案の生活とすることを地の地であるの  
 ことをあらわすのは、信じて終るべきであつたといふ  
 散の思ひの減るべきである。おのづから  
 衆議院の議案を議院の意見の徹する  
 人成るべき議院の意見を徹するべきといふ  
 ことを、先づ南北の争ひを、先づ北人の持  
 ちたる金と、先づ南人の得たことを、先づ北人の  
 断を

東橋屋製

●政界のより

河野獨断の真相が各政黨の間に傾解せらるゝと  
 同時にベテランなり悪例なりとの聲は早くも御用  
 議員の口より口に傳へられ、出し抜かれたりとの  
 の感情は解散恐怖の情と相混して二大政黨の間  
 に傳播し、再議説は電氣の如く傳はると共に二  
 大政黨の首領は如何にして此の善後の處分を策  
 すべきやは一昨夜に於ける緊急の問題たりしな  
 り、院議狂く可らず、尊嚴保たざる可らざるは  
 當然の道理なりと雖も感情時として道理を無視  
 す、况んや之に加ふるに解散の聲を以てするに  
 於ておや、况んや兩黨の領袖は與り知らざるに  
 於ておや、與り知らずして解散を覺悟せしめざ  
 る可らず解散を賭して不明に甘んぜざる可らず  
 政黨以外の仕事にして政黨之れが犠牲と爲らざ  
 る可らず、是れ彼等か苦心せる所なり、然れど  
 も問題は河野に在らずして今や議院の面目に在  
 り、彼等は私情を棄て道理に據て勇往するの外  
 一途なきなり、而して兩黨は各々其の領袖會議  
 を開けり、大隈曰く院議重ぜざる可らず、大石  
 曰く面目保たざる可らず、犬養曰く道理狂く可  
 らず、箕浦曰く然り武富曰く然りと進歩黨は此

の如くして再議説を否決せり  
 政友會は委員會を開けり、元田先づ再議の已む  
 なきを唱へ大岡之を賛す、松田之を駁して曰く  
 院議を翻すは議院自ら悔るなりと、原曰く神聖  
 保たざる可らず、長谷場曰く勇往あるのみと、即  
 ち決を總裁に乞ふ、西園寺聲を厲ふして曰く再  
 議断して不可なりと議即ち決す  
 此の如くして昨朝の代議士總會は各々其本部に  
 開かれ進歩黨は黨議を以て再議説を排するに一  
 決し政友會も亦た同一の決議をなし兩黨の代議  
 士は餐車を馳て場に登り議場は今や再議説の  
 一點に於て民吏二軍の大決戦を爲すべく覺悟せ  
 られたり  
 既にして風説は傳はれり、曰く林有造の一派河  
 野除名説を出すべしと、又曰く島田、田口の一  
 派河野懲罰説を出すに既にして又た曰く政友會  
 は先づ河野不信任案を提出すと、此に於て進歩  
 黨は愕然として色を失せり、皆な曰く民軍の足  
 許是れより亂れんと院内總理鳩山馳せて松田原  
 を訪ひ質すに實否を以てす、歸來報じて曰く時  
 機既に後ると  
 進歩黨が驚きしと同時に更に驚きたるものは尾









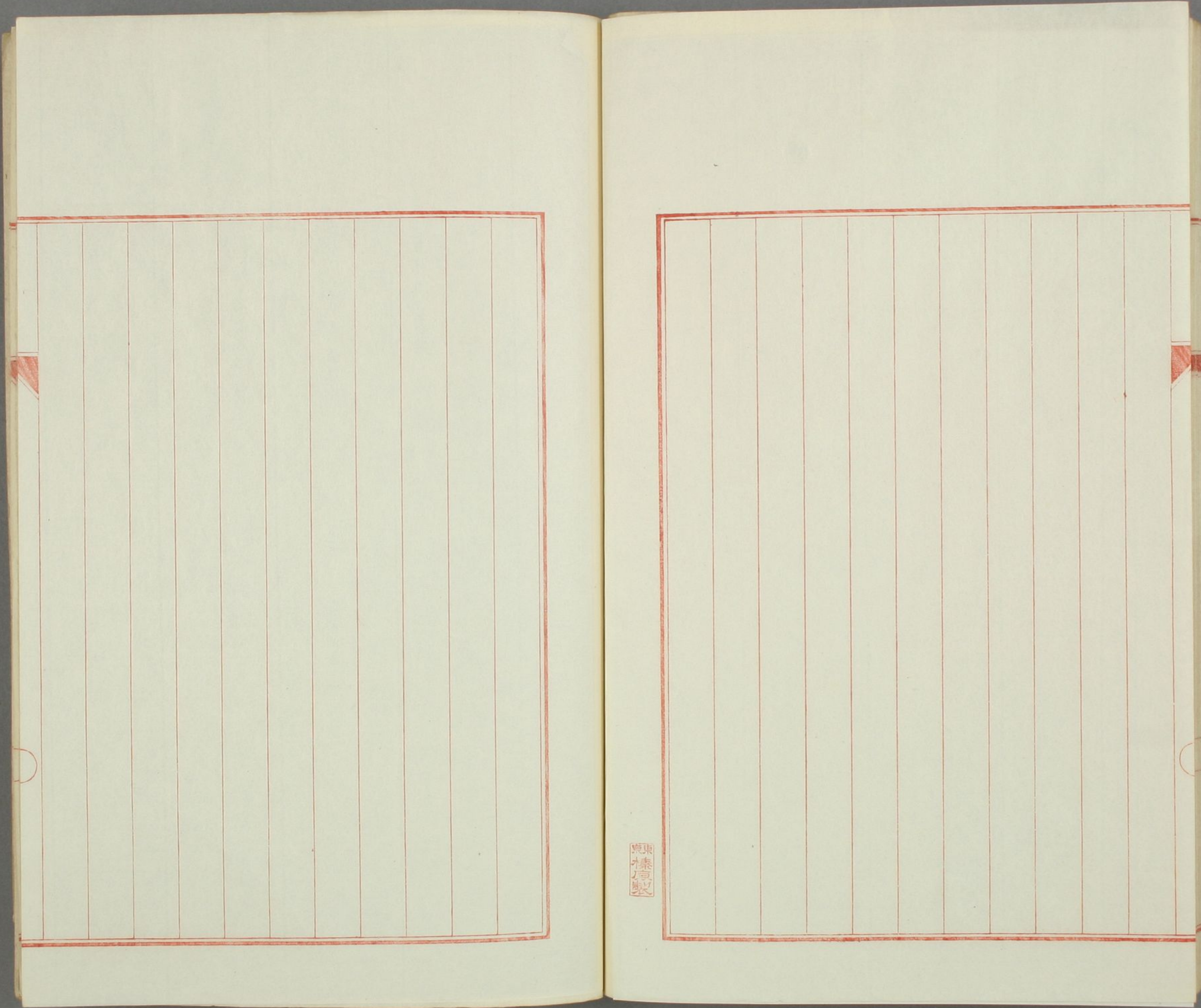












東  
棧  
製







望海寺僧

至正間有傳某者，娶婦應氏，止生一女，年十五歲，雖非國色傾城，而一枝嫩萼柔葩，不許蜂狂蝶戀，有望海寺僧某，日事經咒，往來其家，傳不之禁，應遂為僧所誘，私通之，相得甚歡，傳故邑掾也，以歷事赴京，僧乃朝夕往來，略不忌憚，應及處女之見察也，欲僧併污之以塞口，女未識人道，每窺母與僧淫，則唾罵不已，卒無機會可乘，一日僧與應計，醉女而強掠之事，必有濟，乃設酒饌於應房中，匿僧在帷幕，呼女飲食，女不料母之緝已也。



莫言入神

掩三許也

口口口段

口不成人

却也有趣

莫是地

出

起與劫

果沈醉焉，星眼七斜，花容微頹，真若仙童。姮款瓊室，玉女偃瑤臺，其醉態之妙，有難以言語形容者。僧保而突至，愈見動情，乃輕輕為女脫解上下衣服，提起兩股，執之，女驚欲起，無奈身未條條，而蝶已至花前矣。急以一手推僧，一手掩其牝口，呼應求救，應乃握僧肉，具付女手曰：此不知此物之爽人甚也。今日假粧模樣，他日偏泄向前，女曰：此豈人母之所為耶？強掙叫喊，不肯從僧，應忙掩其口，歛手之其手，令僧脫脚帶，執其足于椅，上女花苞突露，而足不能伸縮，只得任僧

東樓景製

何物充手

得此受用

紅娘取其苦

當說別樣話

得這個話

不得怨在

已到肯替

女兒

描寫曲卷

好模樣

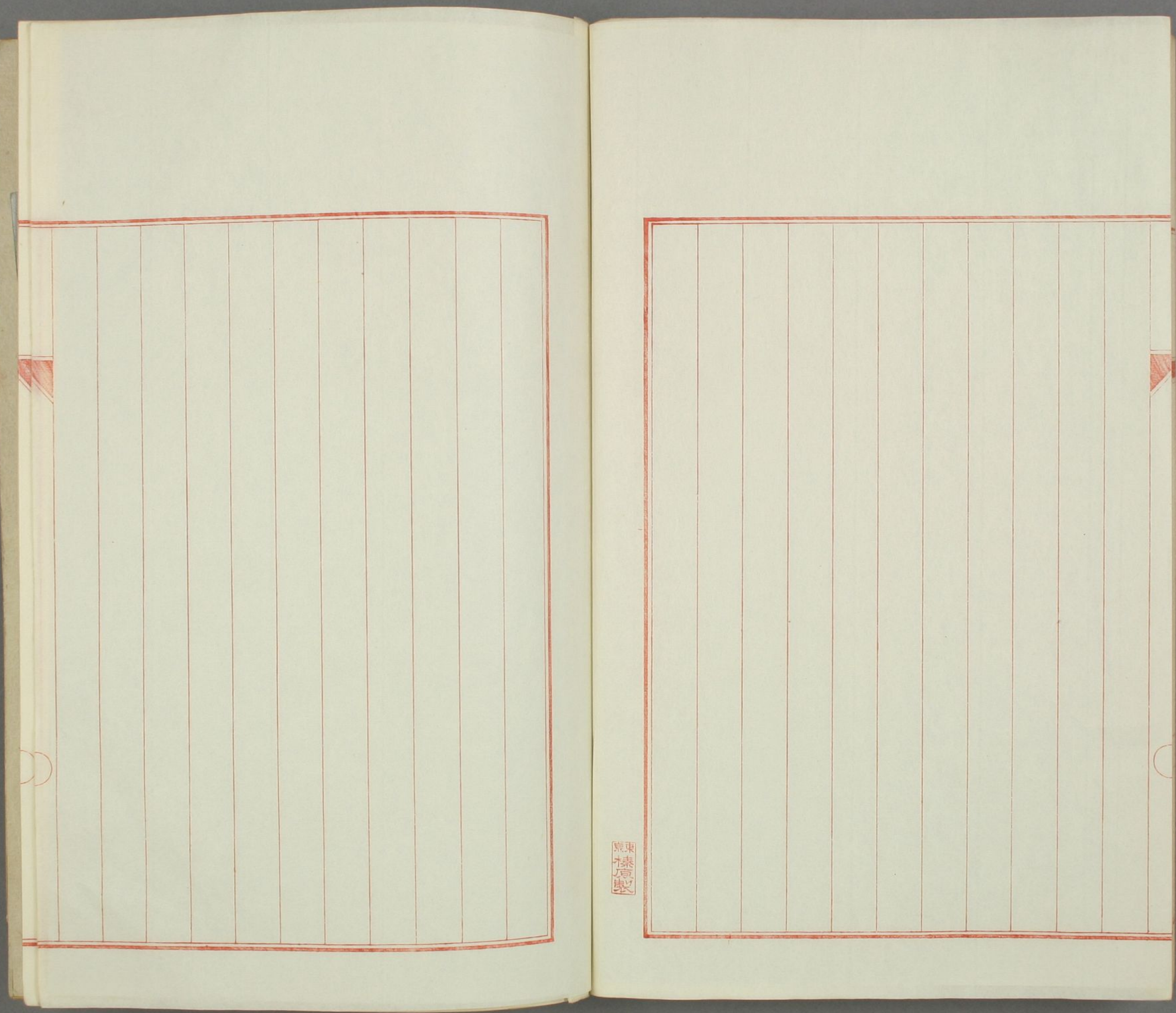
所為，涕交頤下，僧金鎗漫試，血漬甘誓提，玉塵微投，丹流法界，應在傍難看，自覺不安，便捧僧就己抽洩，以緩僧凶，僧與稍緩，又推僧執女，欲僧畢事于女也，女當斯時，一生九死，痛苦難支，咬齒搖頭，嬌啼宛轉，誠然是嬌姿未慣風和雨，一旦摧殘，實可傷也。須臾女起，整衣理髮，無限羞恥，慙僧以溫言慰之，終名一言而折，自此以後，二人共寢，其枕息恩愛，被底溫存，女竟自忘向者之悲啼，而幸今日之歡會矣。一日僧與其徒來，徒年少有姿，陽羨偉岸，女與之目，訛心招，相會于曲室，曰：今日不得子，或為



髡誤一生、甘薦其材具于母、蓋報母苦言也、母果愛  
之情好更篤、僧憤其徒之奪已愛、值傳回、敗其  
事于傳、傳傾驗得實、持妻沉女、杜絕徃來、而僧  
俱斃死

母世之間報恩甚速、大奇也





東坡堂製



以下全て  
白紙



明  
治  
卅  
六  
年  
十  
二  
月

上  
院  
起  
筆

寸  
女  
傳  
人